

## 令和5年度 第2回旭川市都市計画審議会会議録

### 議案第1号 旭川市立地適正化計画の見直しについて

#### 事務局より説明

立地適正化計画見直しについて、前回審議会質疑、都市機能分析の状況及び今後のスケジュールを説明する。なお、今回は素案の審議を行う予定である。

(詳細は別途資料のとおり)

(会長)

前回の審議会での質疑回答、都市機能分析及び防災指針と広い範囲の内容であるが、質問及び意見はないか。

(委員)

資料P8にて、居住誘導区域内の人口推移が示されているが、市内総人口に対する割合を示したほうが、よりわかりやすいものとなる。

(委員)

資料P14以降の利便性向上・維持・低下について基準があいまいである。例えば、カバー率が変動していない子育て支援機能も利便性向上となっている。

(事務局)

カバー率としては変動しない場合においても、区域内の施設が増加(88箇所→90箇所)していることを踏まえて記載した。委員のご指摘のとおり、あいまいな表現なことから、資料内容は工夫していきたい。

(会長)

今回の都市機能分析については、データ整備・評価ともによくまとめられている印象を受けるが、他の委員はどう感じているか。

(委員)

緻密なデータ整備・評価が行われた点については私も同意するところであり、市の努力も見えるところである。

その上であえて意見させて頂くと、この分析結果を踏まえて今後どうするか。という点を前面に出していく必要があるのではないか。

(会長)

委員の意見のとおり、今後の施策をわかりやすく示すことで市民理解も進むのでは。交通分析結果について、令和4年情報は集計中とのことだが、令和4年情報も新型コロナウイルスの影響を受けている。公共交通に対する評価分析は令和5年以降の情報がまとまらないと評価は難しい。

分析結果をみると、コンパクトなまちづくりが進んでいる印象を受ける。今後は人口減に伴う財政悪化の中、老朽化した上下水道等の更新や除排雪等のサービス水準維持にも関わる問題のため、各部局との連携が必要である。

他の委員はどう思うか。

(委員)

分析結果により、公共交通の変化等を感じているところ。極端にコンパクトシティに動くことについては、正直にそこまでしなくても良いのかなと感じている。

(会長)

コンパクトシティに対しては複数の意見や異なる視点がある。財政など都市計画の権限ではないところも多い。

(委員)

都市計画審議会で議論すべき範囲の中で考えた方がよい。ただし、コンパクトシティによる良い影響やメリットを念頭に置く必要はある。

(委員)

都市機能分析のカバー率の算定の根拠を説明頂きたい。分析の上で居住誘導の状況等を示す指標の1つと考えて良いのか。

(事務局)

都市機能分析では国交省の都市構造の評価に関するハンドブックに基づき、都市機能施設や鉄道駅は一般的な徒歩圏の800m、バス停は日常的に利用する施設のため300mとするなどの考え方が示されている。

カバー率に対する考え方としては、人口密度の低下に伴い都市機能施設の利用率低下が続くと、施設そのものが無くなることからカバー率の低下に繋がる。反対に、高い人口密度が維持されていれば都市機能施設は減りづらい。そのような視点でカバー率の変動を注視している。

(会長)

特段の反対意見はない。その他に質問や意見等がなければ、今回示された意見も踏まえ、本案件は説明通りの考えで進めていただくこととする。

(事務局)

今回は都市機能分析では、都市機能の利便性が大きく変動していない点等をご説明し、認識して頂いた一方で、公共交通は路線の維持などの大事な課題を検討している最中であり、立地適正化計画においてもその点を踏まえて今後の作業を進める予定である。次回審議においては、今回頂いた意見も踏まえ、計画の見直しについてお示ししたい。

---

**議案第2号 用途地域の変更について**

**議案第3号 地区計画の決定について**

(会長)

議案第2号及び議案第3号（用途地域の変更及び地区計画の決定）について、事務局から説明願う。

**事務局より説明**

用途地域の変更及び地区計画（豊岡龍谷地区）の決定に関する説明を行う。

（詳細は別途資料のとおり）

(委員)

北海道は雪の問題もあり、緑地を取り入れることが難しい。東京都心部をみると緑の見せ方が上手い。説明資料に周辺配慮事項に掲げられていることは大変良いこと。よろしく願いたい。

近年、勤務地の周辺に商業施設が建築され、その影響により周辺道路の交通量も増加した。

その関係で私も調べたが、状況としては混雑はするものの渋滞とは言えない状況であった。ただし、周辺住民はそれまでの交通環境と比較する。今回の商業施設により、これまで問題のなかったバス乗降に伴う一時停止に対するクレームがバス会社に届くこともありえる。バス利用を促すことや駐車場の確保など、道路混雑に対する取り組みは重要である。

(委員)

道路混雑度の算出手法についてご説明頂きたい。

(事務局)

本商業施設の想定交通量の算出は大規模小売店舗立地法の算出式を参照し、来客自動車台数

や必要駐車場台数等を予測している。東西方面からの来客台数が異なる点は商圈内の人口密度の違いによるものである。

委員からの意見のとおり、指数上渋滞とは言えない状況であっても、住民目線に立ち、出来る限り最小限の影響となるよう、駐車場出入口の場所や出入制限等の細かな部分を事業者と協議しているところである。ただし、都市計画法では、そこまでの細かな制限はかけることはできない。

(委員)

地区整備計画の名称は、都市計画法上定められるものなのか。

(事務局)

名称は、法律上の定めはない。今回は、各地区内の役割等をわかりやすくするため、商業施設計画の範囲は利便施設A・B地区といった名称になっている。

(会長)

本都市計画変更に対し、きめ細かく影響分析と周辺環境配慮のための制限が定められ、問題ないかと考えられるが、ほかに質問意見等がなければ本案件については同意することを審議会の答申とさせて頂くがよろしいか。

(各委員)

よろしい。

(会長)

全ての議案が終了したので、これで令和5年度第2回旭川市都市計画審議会を閉会する。